

令和 5 年度 運営指導における主な指導事例
(通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護に関する事項)

1 人員基準

(1) 従業員の員数について

【事例】

看護職員や生活相談員を適切に配置していない。

ア 基本的には月ごとの常勤換算ではなく、サービス提供時間毎に配置職員を定めていますので、認識誤りにご注意ください。

※ 加算等を算定している場合は、常勤換算での管理が必要となる場合があります。

✓ 看護職員：日（単位）毎に配置していますか

✓ 生活相談員：勤務時間数は、サービス提供時間以上となっていますか

※ 看護職員は、通所介護及び利用定員 1 人以上の地域密着型通所介護において配置が必須となります。

2 運営基準

(1) 通所介護計画等の作成について

【事例】

曜日によってサービス提供時間が異なる利用者に対し、それぞれのサービス提供時間に応じたプログラムを記載した通所介護計画等を作成していない。

ア 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画等を作成する必要があります。

【事例】

サービスの実施状況及び目標の達成状況について、評価を行っていない。

ア サービスの実施状況及び目標の達成状況について評価を行い、サービス内容の変更等の必要性を把握してください。

なお、モニタリングに含めて目標の達成状況の把握を行う場合は、モニタリングの記録内容を確認し、上記内容が含まれているかご確認ください。

※ サービスの実施状況等や満足度の把握のみでは、上記を満たす内容となりません。

(2) 地域との連携等について（地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護）

【事例】

運営推進会議（オンライン開催を含む）を開催していない。

ア おおむね6月に1回以上開催する必要があります。

※ 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の変更に伴い、令和5年5月8日以降は運営推進会議の書面開催は原則として認められておりません。

【事例】

運営推進会議の結果を公表していない。

ア 運営推進会議については会議録を作成し、公表する必要があります。

※ 公表する際は、個人情報の取扱いにご注意ください。

3 介護報酬

(1) 事業所規模による区分の取扱い（通所介護）

要確認！！

【事例】

事業所の規模を計算するにあたり、適切な計算方法となっていない。

ア 前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均利用人員数を用いて計算してください。

※ 前年度の実績が6月に満たない事業者又は前年度から定員を概ね25%以上変更した事業者においては、計算方法が異なるため、ご注意ください。

(2) 中重度者ケア体制加算について

【事例】

サービス提供時間帯を通じて看護職員を配置していない。

ア サービス提供時間帯を通じて看護職員を配置する必要があります。

(3) 個別機能訓練加算について

【事例】

個別機能訓練の実施記録として、計画に定めた全ての訓練メニューを記録しており、実際に行った訓練内容に係る記録が残されていない。

ア 利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練等の見直し等を行う必要があるため、計画の変更を適切に行えるよう、実施した訓練内容に係る記録を残してください。

【事例】

機能訓練指導員等が共同して、個別機能訓練計画を作成していない。

- ア 機能訓練指導員等（機能訓練指導員，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者）が共同して，利用者ごとに個別機能訓練計画を作成する必要があるため，多職種が出席した会議で検討した内容の記録や計画書に共同作成者の確認印をもらう等，多職種が共同して作成していることが分かるようにしてください。

【事例】

3月ごとに居宅訪問をしていたが，送迎時に介護職員が生活状況を聞き取りしているだけであった。

- ア 居宅訪問においては，生活状況の確認に加え，個別機能訓練の実施状況や効果等を説明し，記録する必要があります。